

氏名	紺野 卓		
学位の種類	博士（法学）		
学位記番号	博甲第 7630 号		
学位授与年月日	平成 28年 3月 25日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	住民訴訟と監査委員—監査委員の責任との関連において—		
主査	筑波大学 教授		弥永 真生
副査	筑波大学 教授	博士（法学）	徳本 穰
副査	筑波大学 教授	学士（経済学）	山田 務
副査	筑波大学 准教授	博士（法学）	木村真生子
副査	青山学院大学名誉教授	経営学博士	鈴木 豊

論文の内容の要旨

審査対象論文は、主に住民訴訟判例で明らかになった事例等をふまえつつ、監査委員の責任およびその制限の可能性について検討を加えたものである。株式会社における監査役監査やその他の法人の監事監査等をめぐる議論や裁判例も参考にしつつ、分析が加えられている。

第 1 章で、このテーマを取り上げ、研究対象とした背景にある問題意識を示した後、第 2 章では、地方公共団体内の違法行為等を防ぐための仕組みについて、監査委員の実施する監査を含む地方公共団体のガバナンス全体が概観されている。また、会計検査院報告の内容などに言及しつつ、現状における監査委員監査の課題を指摘している。

第 3 章では、住民監査請求及び住民訴訟に係る裁判例を材料として、住民訴訟と監査委員の関係について考察が加えられている。

第 4 章では、まず、我が国の住民訴訟制度のモデルとされたアメリカの納税者訴訟制度について、どのように生成されていったのかについて裁判例の分析を通じて明らかにし、さらに、アメリカの地方自治体監査についてその準拠する会計基準及び監査基準等を概観し、その特徴を示している。

第 5 章では、監査委員による監査及び住民訴訟に対する示唆を得るという観点から、株式会社の監査役による監査及び株主代表訴訟について概観している。その他の法人における監事監査等について、特に裁判例の分析を行っている。

第 6 章では、第 5 章までの考察を踏まえて、監査委員の責任と制限のあり方について論じている。すなわち、不法行為責任構成によって損害賠償義務を負う可能性があることを明らかにし、住民訴訟によってその責任を追及できる余地を明らかにしている。

審査の結果の要旨

地方公共団体における不適正会計を防止するという観点から、監査委員が果たすべき役割は大きいと考えられるにもかかわらず、監査委員の責任については裁判例が積み上がっていないばかりか、学界においてもほとんど検討が加えられてこなかった。そのような中で、審査対象論文は、この問題に果敢に挑もうとしたものであり、テーマとしては高いオリジナリティが認められる。

また、これまでは、公会計の研究者による研究がわずかに存在していたという状況が認められるところ、審査対象論文は、裁判例を分析し、法律学的な視点から、このテーマに取り組んだものであり、アプローチの点でもオリジナリティが認められる。他の法人、とりわけ、株式会社における監査制度についての裁判例や学説を踏まえて、監査委員監査に対する示唆を得ようとした点は評価に値する。

さらに、不法行為に関する現在の学説・裁判例を踏まえて、監査委員の責任のあり方について検討を加えたという点では、わが国で初めての本格的な研究であるといえよう。監査委員が地方公共団体に対して損害賠償責任を負う可能性及びそれを住民訴訟によって追及できる可能性を明らかにした点は特筆に値する。

しかし、物足りない点が若干存在することもたしかである。第1に、アメリカにおける納税者訴訟について包括的かつ詳細な検討を加えているが、そこから十分な示唆を日本法あるいは日本の制度に対して得ていないのではないかという点である。アメリカにおける地方自治体の会計及び監査について紹介を行っているが、それが日本の制度の改善提案に十分に反映していないきらいがある。

第2に、上述のように、監査委員が地方公共団体に対して損害賠償責任を負う可能性及びそれを住民訴訟によって追及できる可能性を明らかにした点は高く評価されてよいが、監査委員が任務懈怠と判断されないためにはどのようなことをすればよいのかという点、すなわち、監査委員にとってのリスクを合理的に制限するための規準なり方策につながるような分析・検討があれば、なお、良かったのではないかとも思われる。

もっとも、これらの課題は残っているものの、審査対象論文は、他の法人における監査制度に関する議論を参考に、これまでほとんど議論されてこなかった問題点に取り組んだものであり、この論文を基礎として、さらに、議論を深めていくことが可能なものである。したがって、審査対象論文は、著者が、隣接分野についての知見を生かしつつ、法律学の分野について、高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍しうる高度の研究能力とその基礎となる学識を有することを示すものであると評価することができ、課程博士に求められる論文の水準をみたしているものと評価できる。

【最終試験】

論文審査委員会による最終試験を平成28年2月8日に実施し、全員一致で合格と判定した。

【結論】

よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。